

大阪事務所へのご案内



- アクセス
- ・地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅(③,④番出口)より徒歩5分
 - ・地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅(⑫,⑬番出口)より徒歩7分

認証部 審査課・登録課

〒540-0026 大阪市中央区本町2-4-7 大阪U2ビル6F
TEL:06-6966-5032 FAX:06-4790-8631

東京事務所へのご案内

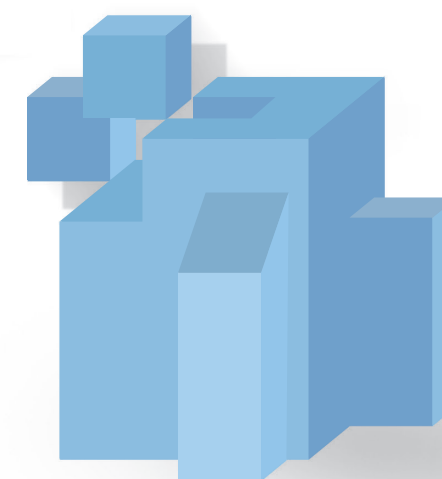


- アクセス
- ・都営地下鉄三田線「内幸町」駅(A4a出口)より徒歩1分
 - ・JR「新橋」駅(日比谷口)より徒歩4分
 - ・東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅(9番出口)より徒歩4分

認証部 審査課(東京)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-8 西新橋一丁目川手ビル4F
TEL:03-3580-0866 FAX:03-3580-0868

製品認証センター



<https://www.gbrc.or.jp>

製品認証センター

製品認証センターは、建設分野における試験・研究業務で培った知識を活かし、経験豊富な審査員による適確な審査と、お客様の声を反映したサービスによって、JISマーク表示制度に係る認証業務を行っています。

JISマーク表示制度による製品認証

JISマーク表示制度とは、産業標準化法に基づく第三者製品認証制度であり、国に登録された認証機関が品質管理体制を審査し、製品試験において製品の品質等がJISに適合していることを確認し認証することにより、製造事業者が製品等にJISマークを表示することができる制度です。

JISマークは、商取引の単純化のほか、製品の互換性、安心・安全の確保、公共調達等で広く活用されています。

業務品目

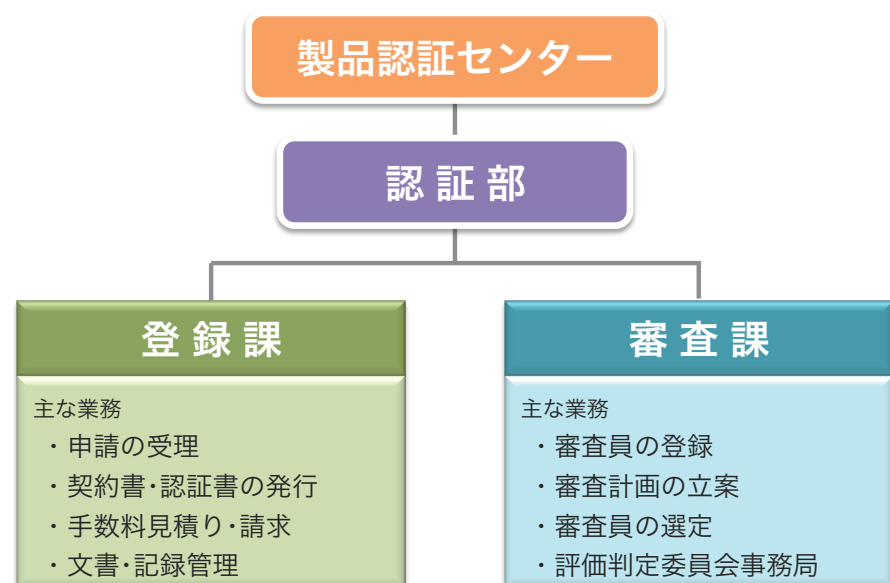
- (1) JIS A 建築・土木 に分類される鉱工業品のうち土木機械等を除く
- (2) JIS R 窯業 に分類される鉱工業品のうちガラス及び建設用材料等に限る
- (3) JIS S 日用品 に分類される鉱工業品のうち家具に限る

(認証製品の種類の詳細は当法人のホームページをご覧くださいか、当センター登録課にお問い合わせ下さい。)

業務区域

日本国 他34国

製品認証センターの組織



JISマーク表示制度

JISマーク表示制度は、国際的な評価制度との整合を図り、事業者、消費者等の多様なニーズにお応えします。



GB*****

製品に表示する認証マークの例です。
「GB*****」は当センターの略称及び認証番号です。

- 1 国に登録された「登録認証機関」が、初回認証審査及び認証後の維持審査等を行い、認証を一元的に実施します。
- 2 1工場1認証のほか、工場の実情にあわせて複数工場を1認証とすることも可能です。継続的に製造する製品の認証のほか、数量が限定された製品では、「ロット、バッチ」単位の認証が可能です。
- 3 初回認証審査(認証維持審査も同じ)では、申請者(認証取得者)の「品質管理体制」及び「製品試験」の審査を実施します。
 - ・ 品質管理体制は、文書審査及び工場(現地)審査により実施します。
 - ・ 製品試験は、認証の対象となる製品が定められた品質等を満足していることを確認するため、JISに定められた試験方法に基づいて行います。製品試験は、原則として登録認証機関の試験所が実施することとなります。なお、試験所は、JIS Q17025 の該当する要求事項への適合が求められます。
- 4 申請者は、認証の決定後、登録認証機関とJISマークの使用条件等に関する契約を結び、製品・包装等に「JISマーク」、「登録認証機関の略称」等を表示することが出来ます。

製品認証手続きの手順(初回認証審査、定期の認証維持審査)

